KUSHIRO SHINKIN

阿寒湖（釧路市阿寒町）出典：北海道釧路総合振興局商工労働観光課

資料編

DISCLOSURE 2022

決算の概況 29

貸借対照表
損益計算書
剰余金処分計算書
報酬体系について

営業の概況 36

業務粗利益および業務粗利益率
業務純益
総資産経常利益率および総資産当期純利益率
資金運用収支の内訳
利鞘
受取利息および支払利息の増減

預金 37

流動性、定期性、譲渡性、その他預金の平均残高
定期預金の残高

貸出金 38

手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高
固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高
預貸率の期末値および期中平均値
貸出金の担保別内訳
債務保証見返の担保別内訳
使途別の貸出金残高
業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合

有価証券 39

商品有価証券の種類別の平均残高
有価証券の種類別の残存期間別残高
有価証券の種類別の平均残高
預証率の期末値および期中平均値
有価証券の取得価格・時価および評価損益
金銭の信託

⊙貸借対照表

（単位：百万円）

	令和3年3月末	令和4年3月末
（資産の部）		
現金	2,790	2,673
預け金	80,924	87,285
買入金銭債権	22	14
金銭の信託	6,654	6,632
有価証券	66,620	67,870
国債	12,772	8,791
地方債	42,006	46,957
社債	5,444	4,329
株式	265	296
その他の証券	6,131	7,495
貸出金	107,614	109,512
割引手形	495	656
手形貸付	6,827	6,967
証書貸付	92,085	93,036
当座貸越	8,206	8,852
その他資産	1,200	1,391
未決済為替貸	60	86
信金中金出資金	940	940
前払費用	－	0
未収収益	179	206
未収還付法人税	－	36
その他の資産	19	121
有形固定資産	2,138	2,094
建物	688	665
土地	1,238	1,228
リース資産	5	4
その他の有形固定資産	205	196
無形固定資産	49	36
ソフトウェア	25	12
その他の無形固定資産	23	23
前払年金費用	135	160
繰延税金資産	189	260
債務保証見返	628	657
貸倒引当金	△ 1,033	△ 1,226
（うち個別貸倒引当金）	△ 797	△ 936
資産の部合計	267,935	277,363

（単位：百万円）

	令和3年3月末	令和4年3月末
（負債の部）		
預金積金	249,763	254,391
当座預金	12,330	12,255
普通預金	126,911	137,025
貯蓄預金	1,433	1,517
通知預金	151	161
定期預金	99,675	94,638
定期積金	6,721	6,593
その他の預金	2,539	2,199
借用金	7,000	12,000
借入金	7,000	12,000
その他負債	439	371
未決済為替借	63	68
未払費用	53	25
給付補塡備金	1	1
未払法人税等	32	－
前受収益	64	73
払戻未済金	18	6
払戻未済持分	0	0
職員預り金	52	56
リース債務	5	4
資産除去債務	67	68
その他の負債	77	65
役員退職慰労引当金	119	136
債務保証損失引当金	0	0
睡眠預金払戻損失引当金	20	23
偶発損失引当金	124	229
債務保証	628	657
負債の部合計	258,096	267,810
（純資産の部）		
出資金	719	712
普通出資金	719	712
利益剰余金	9,061	9,259
利益準備金	704	719
その他利益剰余金	8,356	8,540
特別積立金	7,910	8,110
当期未処分剰余金	446	430
処分未済持分	△ 14	△ 13
会員勘定合計	9,766	9,958
その他有価証券評価差額金	72	△ 405
評価・換算差額等合計	72	△ 405
純資産の部合計	9,838	9,552
負債および純資産の部合計	267,935	277,363

貸借対照表記載上の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 売買目的有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. および3. と同じ方法により行っております。
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　10年～39年
その他　　5年～20年

6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、「破綻先（破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者）」、「実質破綻先（破綻先と実質的に同等の状況にある債務者）」、「破綻懸念先（現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者）」、「要管理先（要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権および3カ月以上延滞債権）である債務者）」、「その他要注意先（貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者）」、「正常先（業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者）」の区分に応じて、次のとおり計上しております。
破綻先および実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した金額が一定額以上であり、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。また、上記以外の破綻懸念先に係る債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
正常先に係る債権およびその他要注意先に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
要管理先に係る債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した法務監査部（内部監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額等を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は425百万円であります。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異　各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。
11. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（2021年3月31日現在）

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△ 84,957百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2021年3月分）
0.0878%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円および別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金14百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しており、当該企業年金制度の第1給付部分について、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該企業年金制度は、第1給付部分（共通給付部分）と第2給付部分（事業所給付部分）とで構成されております。）
なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況および第1給付部分の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①第1給付部分の積立状況に関する事項（2021年3月31日現在）

年金資産の額	77百万円
年金財政計算上の数理債務額	70百万円
差引額	6百万円

②第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2021年3月分）
2.4845%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金0百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
16. 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
17. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち「受入為替手数料」は、主として送金や代金取立等の内国為替業務から収受する受入手数料であり、一般顧客から受領する振込手数料のほか金融機関間手数料などがあります。また「その他の役務収益」は、主たる計上取引である口座振替手数料等の預金業務から収受する受入手数料のほか、融資業務、保険の販売代理業務、貸金庫業務、その他の役務取引等業務から収受する受入手数料があります。これらの役務取引等にかかる履行義務は、対価の受領と同時期に充足されるものは、原則として、一時点で収益を認識しております。また、履行義務が一定の期間にわたり充足する場合は履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。
18. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
19. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 1,226百万円
当金庫は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）を決定し、注9に記載した貸倒引当金の償却・引当基準により貸倒引当金を計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響については、概ね2023年3月末頃までに収束すると仮定しております。当該想定の範囲で、債務者によってその程度は異なるものの、主に飲食業および観光業の債務者に対する貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響から予想される損失に備えるため、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が生じている債務者について、今後の債務者の経営状況の悪化または回復の可能性や事業の継続可能性を評価し、債務者区分を決定するとともに、その債務者区分に応じた貸倒引当金を計上しております。当事業年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を含む貸倒引当金の見積りに係る様々な仮定の不確実性は高く、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類において貸倒引当は増減する可能性があります。
20. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額　637百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額　4,408百万円
22. 信用金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、買入金銭債権、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は590百万円、危険債権額は5,857百万円であります。
なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
23. 債権のうち、3カ月以上延滞債権額はございません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。
24. 債権のうち、貸出条件緩和債権額は565百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、3カ月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額の合計額は7,013百万円であります。
なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、656百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　7,826百万円
預け金　　5,000百万円
担保資産に対応する債務
預金　　295百万円
借用金　12,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金20,000百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。
28. 出資1口当たりの純資産額6,829円27銭
29. 金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしております。
（2）金融商品の内容およびそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されているほか、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
（3）金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、信用リスク管理規程および信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
当金庫は、市場リスク管理規程に定められた基本方針に基づき、ALMや金利感応度分析等によって金利、為替、市場価格の変動リスクを管理しております。
リスク管理方法や手続等の詳細は、市場リスク管理規程および市場リスクに関する管理諸規程等に明記されており、定期的にリスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「預け金」のうち仕組預金および「有価証券」のうち債券につきましては保有期間1～6ヶ月、過去10年の観測期間で計測される99パーセンタイル値、その他の金融商品につきましては保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、1,685百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
30. 金融商品の時価等に関する事項
2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)現　金	2,673	2,673	－
(2)預　け　金（※1）	87,285	87,181	△ 103
(3)金　銭　の　信　託	6,632	6,632	－
(4)有　価　証　券			
満期保有目的の債券	19,166	19,014	△ 152
そ の 他 有 価 証 券	48,615	48,615	－
(5)貸　出　金（※1）	109,512		
貸 倒 引 当 金（※2）	△ 1,143		
	108,369	110,440	2,071
金　融　資　産　計	**272,743**	**274,558**	**1,815**
(1)預　金　積　金（※1）	254,391	254,380	△ 10
(2)借　用　金（※1）	12,000	12,000	0
金　融　負　債　計	**266,391**	**266,381**	**△ 9**

（※1）預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
（1）現金
現金については、時価は帳簿価額と等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
（2）預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金のうち、仕組預金のものは、取引金融機関から提示された価格を時価としており、その他のものにつきましては、市場金利（スワップ金利）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
（3）金銭の信託
金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっております。
（4）有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から32.に記載しております。
（5）貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③①以外のうち、固定金利によるものは、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（スワップ金利）で割り引いた価額
金融負債
（1）預金積金
預金積金は、以下の①と②の合計額を時価に代わる金額として記載しております。
①要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）
②定期性預金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（スワップ金利）で割り引いた価額
（2）借用金
借用金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（スワップ金利）で割り引いた価額を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	83
信金中央金庫出資金(※1)	940
組合出資金(※2)	4
合計	**1,028**

(※1) 非上場株式および信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	25,285	52,500	3,500	6,000
有価証券	1,649	9,383	1,235	51,340
満期保有目的の債券	1,200	3,843	162	13,948
その他有価証券のうち満期があるもの	449	5,540	1,072	37,392
貸出金(※2)	18,176	35,709	27,405	19,098
合計	**45,111**	**97,592**	**32,141**	**76,439**

(※1) 預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。
(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	229,682	24,037	–	–
借用金	12,000	–	–	–
合計	**241,682**	**24,037**	**–**	**–**

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

31. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,500	4,546	45
	地方債	2,311	2,333	22
	社債	–	–	–
	その他	–	–	–
	小計	**6,811**	**6,880**	**68**
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,999	1,925	△ 73
	地方債	10,355	10,208	△ 147
	社債	–	–	–
	その他	–	–	–
	小計	**12,354**	**12,134**	**△ 220**
合計		**19,166**	**19,014**	**△ 152**

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	63	61	2
	債券	6,031	5,970	61
	国債	497	496	0
	地方債	4,823	4,766	57
	社債	710	707	3
	その他	4,021	3,792	228
	小計	**10,117**	**9,824**	**292**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	149	166	△ 16
	債券	34,879	35,362	△ 483
	国債	1,793	1,846	△ 52
	地方債	29,466	29,881	△ 414
	社債	3,619	3,635	△ 15
	その他	3,469	3,669	△ 200
	小計	**38,498**	**39,198**	**△ 700**
合計		**48,615**	**49,023**	**△ 407**

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	534	56	3
債券	13,347	54	6
国債	9,773	39	3
地方債	1,563	4	3
社債	2,010	10	–
その他	173	10	–
合計	**14,056**	**121**	**9**

33. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	5,430	△ 4

34. その他の金銭の信託(運用目的および満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,201	1,200	1	1	−

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は、28,889百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが27,299百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	355
減価償却費	25
役員退職慰労引当金	37
税務上の繰越欠損金(注)	13
その他有価証券評価差額金	112
その他	145
繰延税金資産小計	689
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 382
評価性引当額小計	△ 382
繰延税金資産合計	307
繰延税金負債	
前払年金費用	44
その他	2
繰延税金負債合計	46
繰延税金資産の純額	260

(注)税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	13	13
評価性引金(※2)	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	13	13

(※1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
(※2)税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

37. 当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、7百万円であります。
38. 会計方針の変更
(1)収益認識に関する会計基準等の適用
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2022年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる収益認識に関する会計方針等の変更はなく、利益剰余金および損益への影響はありません。
なお、収益認識会計基準の適用により、当事業年度の期首から、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更により、従来の処理と比べて、損益計算書は、経常収益が37,650千円減少、経常費用が34,022千円減少し、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ3,627千円減少しております。なお、貸借対照表へ与える影響は軽微であります。
また、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。
(2)時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当基準の適用による時価の算定方法の変更はなく、利益剰余金、その他有価証券評価差額金および損益への影響はありません。
39. 表示方法の変更
信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

⊙損益計算書

(単位:千円)

科　　目	令　和 2年度	令　和 3年度
経常収益	**2,766,124**	**2,740,275**
資金運用収益	2,141,609	2,148,010
貸出金利息	1,614,748	1,648,184
預け金利息	115,341	128,592
有価証券利息配当金	388,233	348,003
その他の受入利息	23,286	23,229
役務取引等収益	411,972	381,693
受入為替手数料	211,739	182,391
その他の役務収益	200,232	199,301
その他業務収益	91,497	81,725
外国為替売買益	171	10
国債等債券売却益	70,124	64,585
その他の業務収益	21,201	17,129
その他経常収益	121,044	128,846
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	6,276	12,505
株式等売却益	44,490	60,144
金銭の信託運用益	62,896	46,415
その他の経常収益	7,381	9,780
経常費用	**2,514,728**	**2,541,711**
資金調達費用	32,274	17,091
預金利息	30,914	16,045
給付補填備金繰入額	1,101	753
借用金利息	—	15
その他の支払利息	257	277
役務取引等費用	247,603	229,739
支払為替手数料	69,784	57,429
その他の役務費用	177,819	172,310
その他業務費用	32,596	7,459
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	31,544	6,559
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	1,052	899
経費	1,983,116	1,951,945
人件費	1,169,048	1,151,030
物件費	760,378	722,721
税金	53,688	78,193

(単位:千円)

科　　目	令　和 2年度	令　和 3年度
その他経常費用	219,137	335,476
貸倒引当金繰入額	140,519	123,596
貸出金償却	4,435	162
株式等売却損	5,345	3,464
株式等償却	2,735	264
金銭の信託運用損	10,279	6,211
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	55,821	201,775
経常利益	**251,396**	**198,563**
特別利益	3,723	3,771
固定資産処分益	3,678	3,751
その他の特別利益	45	20
特別損失	139	21,762
固定資産処分損	139	11.358
減損損失	—	10,404
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	**254,980**	**180,572**
法人税、住民税および事業税	**74,982**	**4,972**
法人税等調整額	**353**	**△ 43,743**
法人税等合計	**75,336**	**△ 38,771**
当期純利益	**179,644**	**219,343**
繰越金（当期首残高）	**266,891**	**210,811**
当期未処分剰余金	**446,535**	**430,155**

損益計算書記載上の注記

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額155円89銭
3. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、374,514千円であります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

⊙剰余金処分計算書

(単位:円)

科　　目	令和２年度	令和３年度
当期末処分剰余金	**446,535,374**	**430,155,814**
積立金取崩額	**—**	**6,705,500**
利益準備金限度超過取崩額	—	6,705,500
剰余金処分額	**235,723,528**	**220,978,607**
利益準備金	14,687,000	—
普通出資に対する配当金（年３％）	21,036,528	20,978,607
特別積立金	200,000,000	200,000,000
繰越金（当期末残高）	**210,811,846**	**215,882,707**

当金庫の令和4年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記およびその附属明細書ならびに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和4年5月17日付の監査報告書を受領しております。
本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月21日　釧路信用金庫　理事長
森村　好幸

⊙報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法　b. 支払手段　c. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区　　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	109

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」93百万円、「賞与」0万円、「退職慰労金16百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして、金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

⊙業務粗利益および業務粗利益率

(単位:千円)

	令和２年度	令和３年度
資金運用収支	**2,110,103**	**2,131,338**
資金運用収益	2,141,609	2,148,010
資金調達費用	31,505	16,671
役務取引等収支	**164,368**	**151,953**
役務取引等収益	411,972	381,693
役務取引等費用	247,603	229,739
その他業務収支	**58,900**	**74,266**
その他業務収益	91,497	81,725
その他業務費用	32,596	7,459
業務粗利益	**2,333,373**	**2,357,558**
業務粗利益率(%)	**0.94**	**0.87**

(注)1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和2年度768千円、令和3年度419千円)を控除して表示しております。
2.業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

⊙業務純益

(単位:千円)

	令和２年度	令和３年度
業務純益	271,823	351,559
実質業務純益	362,878	405,689
コア業務純益	324,298	347,664
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	282,706	355,762

(注)1.業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員退職慰労引当金等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

⊙総資産経常利益率および総資産当期純利益率

(単位:%)

	令和２年度	令和３年度
総資産経常利益率	0.09	0.07
総資産当期純利益率	0.06	0.07

(注)総資産経常(当期純)利益率＝[経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高]×100

⊙資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高		利　息		利回り	
	令和２年度	令和３年度	令和２年度	令和３年度	令和２年度	令和３年度
資金運用勘定	**247,689**	**269,778**	**2,141**	**2,148**	**0.86**	**0.79**
うち貸出金	101,168	107,244	1,614	1,648	1.59	1.53
うち預け金	82,165	92,883	115	128	0.14	0.13
うち有価証券	63,387	68,692	388	348	0.61	0.50
資金調達勘定	**243,197**	**263,820**	**31**	**16**	**0.01**	**0.01**
うち預金積金	245,243	263,397	32	16	0.01	0.01
うち借用金	3,834	7,013	—	0	—	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度1,439百万円、令和3年度161百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度5,931百万円、令和3年度6,646百万円)および利息(令和2年度768千円、令和3年度419千円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

⊙利　鞘

(単位:%)

	令和２年度	令和３年度
資金運用利回	**0.86**	**0.79**
資金調達原価率	**0.82**	**0.74**
総資金利鞘	**0.04**	**0.05**

⊙受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	令和２年度			令和３年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	**208,949**	**△ 392,958**	**△ 184,009**	**145,080**	**△ 138,737**	**6,343**
うち貸出金	183,049	△ 117,037	66,012	94,136	△ 60,700	33,435
うち預け金	5,954	—	5,954	21,467	△8,216	13,251
うち有価証券	20,048	△ 275,827	△ 255,779	29,496	△ 69,725	△ 40,229
支払利息	**△ 4,410**	**△ 5**	**△ 4,415**	**△ 5,274**	**△9,559**	**△ 14,834**
うち預金積金	△ 4,232	—	△ 4,232	△ 5,407	△ 9,809	△ 15,217
うち借用金	—	—	—	6	8	15

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

⊙流動性、定期性、譲渡性、その他預金の平均残高

(単位:百万円)

	令和２年度	令和３年度
流動性預金	**137,956**	**156,973**
うち有利息預金	114,128	122,977
定期性預金	**106,233**	**105,316**
うち固定金利定期預金	99,443	98,645
うち変動金利定期預金	7	7
譲渡性預金	**–**	**–**
その他の預金	**1,053**	**1,107**
合計	**245,243**	**263,397**

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

⊙定期預金の残高

(単位:百万円)

	令和２年度	令和３年度
定期預金	**99,675**	**94,638**
固定金利定期預金	99,668	94,631
変動金利定期預金	7	7
その他	—	—

⊙手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高

(単位:百万円)

	令和２年度	令和３年度
手形貸付	6,735	6,217
証書貸付	86,095	92,775
当座貸越	7,784	7,706
割引手形	553	544
合計	101,168	107,244

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

⊙固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位:百万円)

	令和２年度	令和３年度
貸出金	107,614	109,512
固定金利	76,668	76,900
変動金利	30,946	32,611

⊙預貸率の期末値および期中平均値

(単位:%)

		令和２年度	令和３年度
預貸率	末残	43.08	43.04
	平残	41.25	40.71

(注)1. 預貸率＝[貸出金÷(預金積金＋譲渡性預金)]×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

⊙貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和２年度	令和３年度
当金庫預金積金	2,136	2,034
有価証券	285	142
動産	–	–
不動産	14,609	15,584
その他	313	178
小計	17,343	17,940
信用保証協会・信用保険	39,329	41,157
保証	15,326	14,072
信用	35,614	36,341
合計	107,614	109,512

⊙債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和２年度	令和３年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	9	8
その他	—	—
小計	9	8
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	72	97
信用	546	551
合計	628	657

⊙使途別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和２年度		令和３年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	39,625	36.8	41,843	38.2
運転資金	67,989	63.2	67,669	61.8
合計	107,614	100.0	109,512	100.0

⊙業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合

(単位:百万円、%)

業種区分	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	122	4,217	3.9	118	4,213	3.8
農業、林業	70	1,436	1.3	75	1,604	1.4
漁業	15	616	0.5	14	587	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	9	1,093	1.0	9	1,044	0.9
建設業	483	11,107	10.3	503	12,232	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	8	419	0.3	11	473	0.4
情報通信業	17	325	0.3	13	284	0.2
運輸業、郵便業	67	3,005	2.7	63	3,082	2.8
卸売業、小売業	382	12,579	11.6	381	13,384	12.2
金融業、保険業	26	2,576	2.3	24	2,508	2.2
不動産業	179	10,323	9.5	183	11,420	10.4
物品賃貸業	6	342	0.3	6	302	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	32	650	0.6	33	620	0.5
宿泊業	24	1,669	1.5	24	1,052	0.9
飲食業	236	3,095	2.8	241	3,123	2.8
生活関連サービス業、娯楽業	112	1,506	1.3	118	1,548	1.4
教育、学習支援業	20	554	0.5	21	629	0.5
医療、福祉	124	6,219	5.7	125	6,577	6.0
その他のサービス業	169	4,774	4.4	175	4,913	4.4
小計	2,101	66,515	61.7	2,137	69,603	63.5
国・地方公共団体等	9	16,988	15.7	9	15,595	14.2
個人	5,515	24,111	22.4	5,305	24,313	22.2
合計	**7,625**	**107,614**	**100.0**	**7,451**	**109,512**	**100.0**

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

⊙商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

⊙有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超10年以下		10年超		期間の定めのないもの		合計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国債	1,200	1,203	2,402	2,400	2,101	900	—	—	3,003	494	4,064	3,793	—	—	**12,772**	**8,791**
地方債	999	—	—	—	576	544	—	165	191	—	40,237	46,246	—	—	**42,006**	**46,957**
社債	981	243	763	1,625	2,851	1,875	421	221	58	15	369	346	—	—	**5,444**	**4,329**
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	265	296	**265**	**296**
外国証券	200	—	299	501	302	—	—	—	—	—	669	667	317	829	**1,789**	**1,998**
その他の証券	—	204	372	523	431	911	739	166	478	147	—	—	2,319	3,543	**4,341**	**5,496**

⊙有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
国債	9,876	10,045
地方債	41,161	46,661
短期社債	—	—
社債	6,354	4,749
株式	152	347
外国証券	1,782	1,863
その他の証券	4,060	5,025
合計	**63,387**	**68,692**

⊙預証率の期末値および期中平均値

(単位:%)

		令和2年度	令和3年度
預証率	末残	26.67	26.67
	平残	25.84	26.07

(注)1.預証率=[有価証券÷(預金積金+譲渡性預金)]×100
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

⊙有価証券の取得価格・時価および評価損益

1. 売買目的の有価証券　該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　類	令和２年度			令和３年度		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	6,002	6,095	93	4,500	4,546	45
	地方債	5,649	5,719	69	2,311	2,333	22
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	11,651	11,814	163	6,811	6,880	68
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	500	493	△ 7	1,999	1,925	△ 73
	地方債	6,340	6,300	△ 40	10,355	10,208	△ 147
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	6,841	6,793	△ 47	12,354	12,134	△ 220
合　計		**18,492**	**18,608**	**115**	**19,166**	**19,014**	**△ 152**

（注）1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式　該当ございません。

4. その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	令和２年度			令和３年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	76	71	5	63	61	2
	債券	17,165	16,979	185	6,031	5,970	61
	国債	1,306	1,303	2	497	496	0
	地方債	13,540	13,367	172	4,823	4,766	57
	社債	2,318	2,308	10	710	707	3
	その他	3,801	3,591	209	4,021	3,792	228
	小計	21,043	20,643	400	10,117	9,824	292
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	104	109	△ 5	149	166	△ 16
	債券	24,565	24,729	△ 164	34,879	35,362	△ 483
	国債	4,963	5,004	△ 41	1,793	1,846	△ 52
	地方債	16,476	16,590	△ 113	29,466	29,881	△ 414
	社債	3,125	3,135	△ 9	3,619	3,635	△ 15
	その他	2,324	2,460	△ 136	3,469	3,669	△ 200
	小計	26,994	27,300	△ 305	38,498	39,198	△ 700
合　計		**48,038**	**47,943**	**94**	**48,615**	**49,023**	**△ 407**

（注）1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。 2.上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。
3.市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等および組合出資金

（単位：百万円）

	令和２年度	令和３年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	83	83
信金中央金庫出資金	940	940
組合出資金	5	4
合計	**1.030**	**1,028**

⊙金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

令和２年度		令和３年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
5,449	14	5,430	△ 4

2. 満期保有目的の金銭の信託　該当ございません。

3. その他の金銭の信託

（単位：百万円）

令和２年度					令和３年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差　額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差　額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
1,205	1,200	5	5	—	1,201	1,200	1	1	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

当金庫の自己資本の充実の状況等

定性開示目次

単体開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要 …… 42
(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 …… 43
(3) 信用リスクに関する項目 …… 44
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要 …… 46
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 46
(6) オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 46
(7) 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要 …… 47
(8) 銀行勘定における金利リスクに関する事項 …… 48

自己資本の構成に関する開示目次

単体開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項 …… 42

定量開示目次

単体開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項 …… 43
(2) 信用リスクに関する事項 …… 44
1.信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 …… 44
2.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 …… 45
3.業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等 …… 45
4.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 …… 45
(3) 信用リスク削減手法に関する事項 …… 46
(4) 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 46
(5) 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項 …… 47
(6) 銀行勘定におけるリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 …… 48
(7) 銀行勘定における金利リスクに関する事項 …… 48

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金の他、利益剰余金、一般貸倒引当金コア資本算入額で構成されております。

⊙自己資本の構成に関する開示事項＜単体自己資本比率＞

（単位：百万円）

項　　目		令和２年度	令和３年度
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		9,745	9,937
うち、出資金および資本剰余金の額		719	712
うち、利益剰余金の額		9,061	9,259
うち、外部流出予定額(△)		21	20
うち、上記以外に該当するものの額		△ 14	△ 13
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		235	289
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		235	289
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	9,980	10,227
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		49	36
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		49	36
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	13
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		98	115
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	147	165
自己資本			
自己資本の額((イ)－(ロ))	(ハ)	9,833	10,062
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		74,996	80,877
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 435	△ 435
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△ 435	△ 435
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		4,905	4,855
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	79,902	85,733
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)／(ニ))		12.30%	11.73%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中すること無く、リスク分散が図られていると評価しております。
一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

⊙自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和２年度		令和３年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	81,183	3,247	80,877	3,235
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	69,245	2,769	73,888	2,955
ソブリン向け	1,023	40	1,113	44
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	15,824	632	18,587	743
法人等向け	19,829	793	20,249	809
中小企業等向けおよび個人向け	18,311	732	18,023	720
抵当権付住宅ローン	1,405	56	1,292	51
不動産取得等事業向け	7,423	296	8,896	355
3月以上延滞等	57	2	32	1
取立未済手形	12	0	17	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	272	10	317	12
出資等のエクスポージャー	272	10	317	12
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	5,085	203	5,357	214
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	725	29	725	29
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	940	37	940	37
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	635	25	728	29
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,186	247	7,424	296
ルック・スルー方式	6,186	247	7,424	296
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 435	△ 17	△ 435	△ 17
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,905	196	4,855	194
ハ.単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	79,902	3,196	85,733	3,429

（注）1.所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、国際開発銀行、信用保証協会および農林漁業信用基金のことです。
4.「3月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉 $\dfrac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

6.単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する項目

1. リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消滅し損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として資産査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、信用リスクの計測にあたっては、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備しており、リスク計量をベースとした統合リスク管理態勢を視野に入れた準備を進めております。一連の信用リスク管理の状況についてはリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会・常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定に関する規程」および「償却・引当金計上に関する規程」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

◆ 株式会社格付投資情報センター（R&I）　◆ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）　◆ フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）
◆ 株式会社日本格付研究所（JCR）　◆ S&Pグローバル・レーティング（S&P）

⊙信用リスクに関する事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜業種別＞　（単位：百万円）

業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	6,250	6,176	4,262	4,261	1,800	1,701	—	—	—	—
農業、林業	1,528	1,726	1,527	1,726	—	—	—	—	—	—
漁業	630	598	630	598	—	—	—	—	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,093	1,044	1,093	1,044	—	—	—	—	—	—
建設業	11,994	12,940	11,694	12,840	300	100	—	—	62	34
電気・ガス・熱供給・水道業	914	766	457	510	400	200	—	—	—	—
情報通信業	348	406	344	302	—	100	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,230	3,227	3,021	3,099	206	106	—	—	0	—
卸売業、小売業	13,038	13,726	12,838	13,626	200	100	—	—	3	3
金融業、保険業	85,959	91,885	2,581	2,512	2,367	1,987	—	—	—	—
不動産業	11,052	11,946	10,452	11,546	600	400	—	—	21	18
物品賃貸業	346	307	346	307	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	760	728	760	728	—	—	—	—	0	—
宿泊業	1,685	1,074	1,685	1,074	—	—	—	—	—	0
飲食業	3,503	3,495	3,303	3,295	200	200	—	—	5	5
生活関連サービス業、娯楽業	1,730	1,668	1,616	1,654	100	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	564	638	564	638	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	6,427	6,773	6,427	6,773	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	4,810	4,965	4,810	4,964	—	—	—	—	1	1
国・地方公共団体等	72,459	72,347	16,988	15,595	55,470	56,752	—	—	—	—
個人	22,539	22,761	22,539	22,761	—	—	—	—	37	32
その他	17,551	20,401	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	**268,421**	**279,608**	**107,948**	**109,862**	**61,646**	**61,647**	**—**	**—**	**131**	**96**

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、金銭の信託、投資信託、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
6. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

＜残存期間別＞

(単位:百万円)

	1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超		期間の定めのないもの		合 計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
貸出金	17,398	18,177	17,391	19,347	16,855	16,364	14,014	13,198	33,381	33,301	8,573	9,122	107,614	109,512
債　券	3,381	1,446	3,461	4,528	5,831	3,328	421	387	48,505	51,909	320	—	61,920	61,599

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
一般貸倒引当金	144	235	235	289	—	—	144	235	235	289
個別貸倒引当金	831	797	797	936	67	6	764	791	797	936
合　計	**975**	**1,033**	**1,033**	**1,226**	**67**	**6**	**908**	**1,027**	**1,033**	**1,226**

3. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
農業、林業	110	90	90	93	—	—	110	90	90	93	—	—
漁業	23	27	27	26	—	—	23	27	27	26	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	345	343	343	219	—	—	345	343	343	219	—	—
建設業	89	81	81	81	8	2	80	79	81	81	—	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	1	0	—	0	0	0	1	—	—
卸売業、小売業	77	74	74	125	0	—	76	74	74	125	—	—
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
不動産業	71	73	73	75	5	—	65	73	73	75	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	—	—	—	1	—	0	—	—	—	—	—
宿泊業	49	0	0	4	49	—	—	0	0	4	4	—
飲食業	17	44	44	72	—	—	17	44	44	72	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	2	2	5	—	—	0	2	2	5	—	—
教育、学習支援業	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
医療、福祉	—	0	0	55	—	—	—	0	0	55	—	—
その他のサービス業	7	32	32	58	1	—	5	32	32	58	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	34	24	24	31	0	3	34	20	24	31	—	—
合　計	**831**	**797**	**797**	**853**	**67**	**6**	**764**	**791**	**797**	**853**	**4**	**0**

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	合　計		格付適用有り		格付適用無し	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
0%	105,126	96,401	—	—	105,126	96,401
10%	7,993	9,431	—	—	7,993	9,431
20%	75,515	93,473	100	1,350	75,415	92,123
35%	4,079	3,763	—	—	4,079	3,763
50%	12,024	12,336	11,639	12,259	384	77
75%	20,120	19,426	—	—	20,120	19,426
100%	32,027	43,305	1,600	1,100	30,426	42,204
150%	9	8	—	—	9	8
200%	—	—	—	—	—	—
250%	254	291	—	—	254	291
1,250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合　計	**257,149**	**278,439**	**13,340**	**14,710**	**243,809**	**263,729**

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸出業務取扱規程」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。
また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出業務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。
なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として釧路市、釧路町、弟子屈町、白糠町、一般社団法人しんきん保証基金、その他担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、釧路市、釧路町、弟子屈町、白糠町は政府保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。
また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に隔たることなく分散されております。

⊙信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー　（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ／ ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和２年度	令和３年度	令和２年度	令和３年度	令和２年度	令和３年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,784	1,564	9,410	10,250	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。
リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。
また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による常務会・理事会において報告する態勢を整備しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および時価から一定のストレス幅と各銘柄の感応度によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの適切性をリスク管理委員会で検証・検討し、定期的あるいは必要に応じて、常務会・理事会において報告する態勢を整備しております。
一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「有価証券等運用規程」および「資産査定事務取扱規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。
なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

⊙銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対象表計上額および時価等

(単位:百万円)

	令和２年度		令和３年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上　場　株　式　等	181	181	213	213
非　上　場　株　式　等	1,031	1,031	1,030	1,030
合　　計	**1,213**	**1,213**	**1,243**	**1,243**

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 投資信託の裏付資産のうち、出資等エクスポージャーに該当する分は、一括して「上場株式等」に含めております。
3. 「非上場株式等」には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式、その他資産勘定に計上している信金中央金庫普通出資金等が含まれます。

2. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和２年度	令和３年度
売　　却　　益	19	56
売　　却　　損	5	3
償　　却	2	0

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和２年度	令和３年度
評　価　損　益	0	▲ 14

4. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和２年度	令和３年度
評　価　損　益	—	—

銀行勘定における金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(以下、IRRBB:Interest Rate Risk in the Banking Book※)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度、更には新商品等の導入による影響など、ALM管理システム等により定期的に計測を行い、リスク管理委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債・オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

2. 金利リスクの算定方法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE(注1)およびΔNII(注2)に当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

◆流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年

◆流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年

◆流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

◆固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

◆内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響をおよぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

◆計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
自己資本の額に対するΔEVE(7,261百万円)の割合は73.84%となっております。

(2) 当金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上のその他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

◆金利ショックに関する説明・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点)
当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や観測期間内の最大下落率を採用したシナリオにより影響等を定期的に検証しております。さらに収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しております。

⊙銀行勘定におけるリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和２年度	令和３年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	7,165	9,008
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

⊙銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,915	7,261	792	794
2	下方パラレルシフト	—	—	4	7
3	スティープ化	5,204	5,493		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,915	7,261	792	794
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,062		9,833	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

不良債権等への対応

当金庫では、不良債権の発生を最小限に抑え、貸出資産の健全性を高めるため、審査態勢の強化に努めるとともに、信用リスク管理態勢の充実を図っております。

⊙信用金庫開示債権（リスク管理債権）および金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当額(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	令和２年度	583	583	375	207	100.0%	100.0%
	令和３年度	590	590	356	233	100.0%	100.0%
危険債権	令和２年度	3,315	2,909	2,319	590	87.7%	59.2%
	令和３年度	5,857	5,263	4,643	620	89.8%	51.0%
要管理債権	令和２年度	293	112	59	53	38.5%	22.7%
	令和３年度	565	345	249	95	60.9%	30.2%
三月以上延滞債権	令和２年度	0	0	0	0	—	—
	令和３年度	0	0	0	0	—	—
貸出条件緩和債権	令和２年度	293	112	59	53	38.5%	22.7%
	令和３年度	565	345	249	95	60.9%	30.2%
小計（A）	令和２年度	4,191	3,605	2,754	850	86.0%	59.2%
	令和３年度	7,013	6,198	5,249	949	88.3%	53.8%
正常債権（B）	令和２年度	104,105					
	令和３年度	103,199					
総与信残高（A）＋（B）	令和２年度	108,297					
	令和３年度	110,213					

■項目の説明

(注)1.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4.「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。

5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。

7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9.「破産再生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）です。

⊙貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

45ページをご覧ください。

⊙貸出金償却の額

（単位：千円）

区分	令和２年度	令和３年度
貸出金償却	4,435	162

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

開　示　項　目	掲載頁
❶ 金庫の概況および組織に関する事項	
①事業の組織	25
②理事・監事の氏名および役職名	24
③会計監査人の氏名または名称	35
④事務所の名称および所在地	22～23
❷ 金庫の主要な事業の内容	18
❸ 金庫の主要な事業に関する事項	2
(1) 直近の事業年度における事業の概況	
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況 ①経常収益 ②経常利益または経常損失 ③当期純利益または当期純損失 ④出資総額および出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫役員数（うち常勤役員数） ⑬職員数 ⑭会員数	2
(3) 直近の2事業年度における事業の状況 ①主要な業務の状況を示す指標 ア. 業務粗利益および業務粗利益率 イ. 業務純益 ウ. 総資産経常利益率 エ. 総資産当期純利益率 オ. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支 カ. 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘 キ. 受取利息および支払利息の増減	36～37
②預金に関する指標 ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	37
③貸出金等に関する指標 ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高 イ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ウ・預貸率の期末値および期中平均値 エ・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 オ. 使途別の貸出金残高 カ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	38～39
④有価証券に関する指標 ア. 商品有価証券の種類別の平均残高 イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 ウ. 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式および外国証券その他の証券の区分をいう。）の平均残高 エ. 預証率の期末値および期中平均値	39

開　示　項　目	掲載頁
❹ 金庫の事業の運営に関する事項	
①リスク管理の態勢	8
②コンプライアンスの態勢	9
③中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組状況	10～11
④金融ADR制度への対応	7
❺ 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	29～35
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額 ①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	49
(3) 自己資本の充実の状況	41～48
(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益 ①有価証券 ②金銭の信託 ③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	 40 40 該当ございません
(5) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	45
(6) 貸出金償却の額	49
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	35
(8) 財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認・署名	35
❻ 報酬体系について	35

「自己資本比率規制 第3の柱」に基づく開示項目

開　示　項　目	掲載頁
単体における事業年度の開示事項 ①定性的な開示事項 ②自己資本の構成に関する開示事項 ③定量的な開示事項	41～48

金融再生法に基づく開示項目

開　示　項　目	掲載頁
金融再生法開示債権	49

みちかなふれあい

釧路しんきん

編集・発行

釧路信用金庫経営企画部
〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地
TEL 0154-23-9030
ホームページ：https://www.shinkin.co.jp/kushiro/

UD FONT by MORISAWA

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しております。